

# みんなのひろば

男女平等社会をめざして

## 男女平等に配慮した表現とメディア・リテラシー

男女のイメージを固定化した表現、対等でない表現、外見などを不要に強調した表現は、人々に不快感を与えたり、差別や偏見の助長、固定的な考え方の押しつけとなることがあります。

市では、「男女共同参画の視点からの表現の手引」を作成し、市の刊行物で適切な言葉や表現を使用するよう努めています。

男女がともに、人権が尊重され、多様な個性を発揮し、いきいきと暮らせるまちをめざしましょう。

## 国内研修事業の参加者に費用の一部を補助

男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民の方々に、参加費用の一部を補助します。

希望する方は、事前に連絡のうえ、申請書を提出してください。

■対象となる会議等都および都に隣接する地域で開催される会議であって、講演、シンポジウム、分科会等が行われ、参加者相互の交流が行われるもの

■資格次の条件をすべて満たす方

▽当該事業を実施する日現在で、市内に2年以上居住し、18歳以上の方  
▽男女平等および男女共同参

画に関心を持ち、地域活動および市行事に積極的に参加できるとの方

■補助の内容開催地までの旅費、会議に参加するための諸経費の2分の1（申込者が予算の範囲を超えた場合は、抽選により決定します）

## 「見てください」男女共同参画室発行冊子

男女共同参画室では次の冊子を発行しています。

■配布場所企画政策課男女共同参画室、主な市内公共施設

■第33回「こがねいパレット」記録集

昨年11月に開催された、男女共同参画推進イベント「こがねいパレット」(It's笑タイム!! 笑いで吹き飛ばせ暮らしのモヤモヤ)の内容を記録集としてまとめました。

■情報誌「かたらい51」市民編集委員と協働で企画・執筆・編集している冊子です。今号は名誉市民の毛里和子さんのインタビューや特集「子どもの視点から男女共同参画を考えてみよう」などを掲載しています。



企画政策課男女共同参画室  
☎042-387-9853

## 国民健康保険 こんなときは届け出を

### 【職場の健康保険に加入したとき】

国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したときは、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。

なお、郵送でも届け出ができますので、職場の保険証の写しと国民健康保険証の両方を郵送してください。

### 【交通事故や傷害事件に遭ったとき】

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたときに、国民

健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

(用紙は市ホームページからダウンロードできます)

国民健康保険で治療を受けると、市が医療機関へ治療費の7割(高齢受給者証をお持ちの方は、7/8割)を一時的に立て替え、届け出をもちに被害者の方に代わって市が後日、加害者に請求します。

加害者不明の場合なども、届け出てください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故について国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前にご連絡ください。

■必要書類等国民健康保険証、印鑑、交通事故証明書等

◆共通◆  
国民健康保険年金課国民健康保険係  
☎184-8504住所不要

## 不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■対象品家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

■利用方法直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください

他市内在住の方に限ります  
問経済課消費生活係 ☎042-387-9831



市役所第二庁舎2階☎042-387-9833

## 軽自動車税の減免 該当する方は申請を

身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているときは、軽自動車税が減免される場合があります。

昨年減免を受けられた方は、納税通知書に同封する案内をご確認ください。新規で申請される方は、申請書等をお送りしますので、事前にお問い合わせください。なお、申請には納税義務者の方のマイナンバーの記入が必要となります。

また、生活扶助を受けている方が所有または使用し、関係官庁の証明を受けたとき、または災害により多大な損害を被った場合等には軽自動車税の減免を受けられることがあります。

なお、納税通知書は5月11日(月)に発送します。

■申請期限6月1日(月)

■申請書類等納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

問市民税課諸税係 ☎042-387-9820

## 除草剤の過度な使用は控えましょう

市では、除草剤を「市の施設および公共の場所では使用しない」という自主規制の方針を決定し、実施しています。

市販の除草剤は、国が農薬取締法に基づき安全性を確認し、登録を認めたものですが、除草剤を過度にまくことによる土壌・地下水の汚染や、生物への影響などが心配されています。

やむをえず除草剤を使用する際は、適切な方法で使用し、過度な使用は控えてください。ご理解・ご協力をお願いします。

問環境政策課環境係 ☎042-387-9817



## 特別障害者手当等の支給

5月期分(2/4月分)振込日5月8日(金)※振込日以降、通帳でお確かめください。なお、金融機関によっては、2・3日遅れる場合があります。他次のような場合にはご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込みがない場合▽口座や住所、または氏名を変更した場合▽

社会福祉協議会では、心身障害者(児)団体および援助団体に対して助成します。要件等の詳細は、お問い合わせください。

■申込期限5月22日(金)問社会福祉協議会 ☎042-386-0294

施設に入所した場合▽病院等に3か月を超えて入院した場合問自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9842

障害者地域自立生活支援センターパソコン講習会

時6月6日～7月11日の毎週土曜日午後1時～3時(全6回)問障害者福祉センター内パソコンの基本操作問市内在住の身体障がいのある方定6人(多数抽選。初めの方優先)申5月23日までの午前9時～午後7時(土曜日は午後5時まで。日曜・月曜・祝日を除く)に、直接、障害者地域自立生活支援センター(障害者福祉センター1階)☎042-381-8811へ

心身障害者(児) 援護事業助成金

社会福祉協議会では、心身障害者(児)団体および援助団体に対して助成します。要件等の詳細は、お問い合わせください。

■申込期限5月22日(金)問社会福祉協議会 ☎042-386-0294

## さくらファンド募集

自立した市民社会の創造に向けて、幅広い分野の市民活動団体を応援する助成金の要望団体を募集します。

問市内で活動する市民団体(NPO法人もしくは任意団体) ■助成額1団体上限10万円(総額100万円を原資とし、審査会で決定)申5月29日までに、直接、所定の様式(小金井ボランティア・市民活動センターで配布)に必要事項を明記し、同センター(☎042-387-0011)へ

